教文第５００５号
平成13年４月16日

各　教　育　局　長　様
市町村教育委員会教育長　様

北海道教育委員会教育長
鎌田　昌市

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）

平成10年９月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知により、さきに発掘調査基準を定めたところですが、このたび下記の事項についてもその取扱いを定めましたので、通知します。

記

１　埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲
（１）近世までに属する遺跡は、種別に関係なく対象とする。
（２）近現代の遺跡については、市町村において取扱いを定めたものを対象とする。

２　発掘調査を要する範囲
平成10年９月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知の別紙１「発掘調査を要する範囲の基本的な考え方」のとおりとする。

３　工事立会・慎重工事を要する場合
（１）工事立会
①通常の発掘調査ができない場合。
②埋蔵文化財に与える影響が軽微で、その状況を確認する必要がある場合。
③地表や攪乱層中の遺物を回収する必要がある場合。
④周知の埋蔵文化財包蔵地でない場所において、試掘調査を省略して埋蔵文化財の有無等を確認する必要がある場合。
なお、必要に応じて工事内容に係る指示を行うものとする。
また、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずることとし、その整理・報告にあたっても事業者の協力を得られるよう事前に調整されたい。
（２）慎重工事
発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地元教育委員会と連絡をとるよう求めるものとする。

（生涯学習部文化課調査班）

参考

文化庁通知

昭和53年９月25日付　庁保記第29号　長官通知

１　該当する事例

（１）近隣地の調査等によって地下遺構等の状況が明らかになっている地域において、既設の建物その他の工作物の増改築、仮設の建物その他の工作物の新築、送電線・電話線の埋設工事、水道・ガス配管工事、圃場整備事業、土地区画整理事業等を行うに当たり必要となる掘削又は土盛で次に掲げるもの

（ア）掘削工事

① 遺構等の所在する層位に達しない部分で行われる等、地下遺構等に影響を与えないと考えられる場合

② 既に行われた工事その他による遺構等の損壊の範囲内で行われ、新たな地下遺構等への影響を生じないと考えられる場合

（イ）土盛工事

① 盛土の厚さが薄く、地下に対する加圧の程度その他の観点から、地下遺構等に影響を与えないと考えられる場合

② 既に行われた工事その他による遺構等の損壊の範囲内で行われ、新たな地下遺構等への影響を生じないと考えられる場合

（２）工事施行前に執るべき発掘調査その他の措置を全面的に完了している場所において掘削、土盛等を行う場合

２　取扱いの内容

（ア）工事等の実施に当たって地方公共団体の職員が立ち会うこととする。

（イ）工事等に際して埋蔵文化財等に悪影響を及ぼすことのないよう、慎重に実施すべき旨を指導することとする。

昭和56年２月７日付　庁保記第11号　長官通知

〈処理の内容・理由の例示〉

基礎工事中の立会（基礎工事の深さが遺構面に達しない計画となっているので確認のため立ち会う）

平成10年９月29日付　庁保記第75号　次長通知

工事立会

・対象地域が狭小で通常の発掘調査ができない場合

・工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合

慎重工事

・遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合